

家賃等補助事業

『空き家バンクで空き家を借りて、お試し移住。でも、家賃が・・・。』
と、空き家バンクの取引を躊躇していませんか？

そんなあなたに補助金あります!!

●補助対象者（以下の条件に全て該当する方）

- (1) 空き家バンク制度を利用して成約した空き家の借主
- (2) 転入時、婚姻している場合は配偶者との合計年齢が80歳以下、婚姻していない場合は年齢が40歳以下であること。
- (3) 申請者の世帯に申請者の配偶者以外の扶養親族でない者がいないこと。
- (4) 成約した空き家に市外から移住（移住前1年以上市外に住所を定めていた者）し、地域活動に積極的に参加し、市内に5年以上定住を希望する者
- (5) 成約した空き家の所有者の3親等以内でない者
- (6) 他に住居（現に居住できる建物等）を所有していない者
- (7) 過去に本補助金の交付を受けたことが無い者
- (8) 市税等の滞納の無い者

●補助対象家賃等

- (1) 空き家の賃貸に係る月額家賃（管理費及び駐車場費は除く。）
- (2) 空き家の賃貸契約時に係る敷金及び礼金

●補助金額

- (1) 月額家賃の3/10の額（上限20,000円、千円未満切り捨て）の最長24か月分
- (2) 敷金・礼金の合計額の1/2の額（10,000円～50,000円、千円未満切り捨て）

お問い合わせ

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
十日町市役所2階

十日町市 総務部 企画政策課 移住定住推進係

電話 025-755-5137 FAX 025-752-4635

E-mail t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp



十日町市空き家バンク

検索

<http://www.tokamachi-akiya.com>